

## 貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令案について

### 1. 背景

国土交通省では、平成23年11月より、「トラックにおける運行記録計の装着義務付け対象の拡大のための検討会」において、運行記録計の装着義務付け対象の拡大等について、学識経験者や業界団体等の意見も踏まえながら検討を重ねてきたところ。

今般、現行、運行記録計の装着が義務付けられている車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のトラック等に加え、車両総重量7トン以上8トン未満又は最大積載量4トン以上5トン未満のトラックについても、死亡事故や重軽傷事故が多発していること、長距離・長時間輸送が比較的多い状況にあることを勘案して、交通事故削減の観点から一層重点的な安全対策を行うべく、新たに運行記録計の装着義務付けの対象に含めるべきであるとの結論が平成26年3月に得られたことから、貨物自動車輸送安全規則について所要の改正を行う。

### 2. 概要

一般貨物自動車運送事業者等の事業用自動車のうち、運行記録計による記録及び当該記録の保存を行うことを義務付ける対象を「車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の普通自動車である事業用自動車」等から「車両総重量が7トン以上又は最大積載量が4トン以上の普通自動車である事業用自動車」等に拡大する。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

公 布： 平成26年10月

施 行： 平成27年4月1日（新車として購入し、平成27年4月1日以降に、新規登録を受ける車両に限る。）  
平成29年4月1日（その他の車両）